介護保険だより 平成30年11月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護保険事業所苦情処理研修会を開催



去る平成30年9月28日、群馬県社会福祉総合センターにおいて、介護保険事業 所苦情処理研修会(主催/本会 後援/群馬県)を開催しました。

研修会にご参加くださいました皆様には、お忙しい中、ご参加くださいましてあり がとうございました。



【講演する 太田晃弘氏】

研修会では、まず、本会介護サービス苦 情処理委員会の橋本和博委員長から『国保 連合会の電話相談』と題し、介護サービス を提供する事業所側の認識している意識と 利用者とその家族が受け止めている意識の 「ずれ」によって生じる苦情について講演 しました。

後半は『クレーマー・不当要求対応につい て』と題して、法テラス東京法律事務所の社 会福祉士・弁護士である太田晃弘氏にご講演 いただき、介護、福祉の現場で生じたクレー ム等の対応方法などについて、ご講演いた

だきました。

来年度も本研修会を開催する予定です。皆様のご参加をお待ちしています。

福祉用具貸与の上限価格にかかるエラーについて

介護保険だより平成 30 年 10 月号でご案内しましたが、**平成 30 年 10 月サービス** 提供分から福祉用具の貸与価格の上限価格が設定され、上限を超えたものは返戻となり、「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」でお知らせします。エラーコードは以下のとおりです。返戻された場合は、上限価格をご確認の上、再請求してください。

≪エラーコード≫

- 140A・・・摘要:福祉用具商品コード(5 桁-6 桁): 資格:福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。
- ※ 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省及び公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されています。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html

【公益財団法人テクノエイド協会ホームページ】

http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml

平成 30 年度事業所評価加算算定に伴うサービス提供終了確認情報の提出について

事業所評価加算は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション(平成 30 年度から)において、選択的サービスを行う事業所が、評価期間において受給者の要支援状態の「維持・改善」割合が一定以上になった場合、評価年度の翌年度の介護予防サービスに加算できるものです。

事業所評価加算算定にあたり、例年、本会から県内の地域包括支援センターに「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」を送付し、ご確認いただいた上で「サービス提供終了確認情報」を作成いただき、本会にお送りいただいています。

今年度も以下の予定で送付いたします。よろしくお願いします。

≪今後の予定≫

- 〇サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表の送付・・・・<u>11月下旬</u> (国保連合会→地域包括支援センター)
- ○サービス提供終了確認情報の送付・・・・・・・・・・<u>12月上旬</u> (地域包括支援センター→国保連合会)

問い合わせ先

インターネット

群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階

TEL 027-290-1319(直通) FAX 027-255-5077 受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00 を除く)

ホームページ http://gunmakokuho.or.jp

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会に問い合わせをお願いします。

